

## いばらき県央学生定住・UJターン促進事業 2025

### 企画運営・映像制作業務委託仕様書

#### 1 委託業務の目的

県央地域9市町村（水戸市，笠間市，ひたちなか市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，東海村）により構成されるいばらき県央地域移住・定住促進協議会（「協議会」という。）では，いばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンに基づき，令和4年度から5年間，圏域への移住・定住の促進に係る取組を進めることとしている。

本委託業務は，大学生の多くが就職活動を通して改めて居住地域を選択することを踏まえ，圏域内の大学生を対象とした定住意欲の向上及び進学により圏域外へ転出した大学生に対するUJターンの促進を図ることで，将来的に圏域の若い世代の人口増につなげることを目的に実施する。

#### 2 委託業務名

いばらき県央学生定住・UJターン促進事業 2025 企画運営・映像制作業務委託

#### 3 委託業務の発注者

いばらき県央地域移住・定住促進協議会（事務局：水戸市市長公室政策企画課）

#### 4 委託期間

契約日の翌日から令和8年3月13日（金）まで

#### 5 委託場所

茨城県水戸市中央1丁目外地内

#### 6 委託業務の内容

本委託業務の目的を達成するため，受託者は次の業務を行う。

##### (1) 事業の企画運営・実施

受託者が提案する事業の企画運営等に係る業務全般を，発注者と協議の上，実施する。  
特筆すべき点は以下のとおり。

##### ア 主な対象者

- (ア) 圏域に居住する大学生（主に茨城大学及び常磐大学の学生）
- (イ) 進学により圏域外へ転出した大学生

##### イ 主に伝えるべきこと

本委託事業においては，以下の2点を主軸として，圏域の魅力の発信を図ること。

##### (ア) 本事業のコンセプト

「圏域で活躍するローカルプレイヤー及び圏域の企業に就職して働く一般の方が，な

ぜ圏域を選び、何の仕事をし、どんな時間を過ごしているのか」を伝えること。

なお、圏域で活躍するローカルプレイヤー及び圏域の企業に就職して働く一般の方の紹介の割合は事業の効果を踏まえて設定すること。

#### (イ) いばらき県央地域の暮らしの魅力

以下の圏域の暮らしの魅力を伝えること。

① 教育・医療機関等が集積する中核市

② 海から山まで豊かで多彩な自然環境

③ 利便性の高い暮らし

- ・こどもの遊び場や大型商業施設等の日常的に利用が見込まれる施設が数多く立地
- ・J R常磐線をはじめとした鉄道路線や3本の高速道路に加え、空港やフェリー港を有することにより、首都圏をはじめとした全国へのアクセスに優れている。

いばらき県央地域の暮らしの魅力は、①～③により、理想のライフスタイルを実現することができると同時に、安心の都市インフラによる不自由のない生活ができるシームレスな一体の生活圏であること。

その他、暮らしの情報の詳細については、以下のサイトを参考とすること。

「#いばらきどまんなかライフ」ABOUT ページ…<https://ibaraki-kenou-iju.jp/about/>

## ウ 手法

「主な対象者」に対し、「主に伝えるべきこと」を伝える手法として、以下の内容を実施すること。

#### (7) 映像番組形式での発信

「本事業のコンセプト」を踏まえ、圏域で活躍するローカルプレイヤー及び圏域の企業に就職して働く一般の方について取り上げる映像を制作し、毎週定期的に公開するといった映像番組形式での情報発信を実施すること。

また、映像番組形式での発信に当たっては、視聴者を対象としたアンケートを実施し、映像による発信の成果や課題が適切に把握できる工夫を取り入れること。

なお、公開した映像はY o u T u b eにおける専用チャンネルを作成するなど、後日視聴が可能な形を整えること。

#### (イ) 映像番組出演者との交流企画の実施

「本事業のコンセプト」を踏まえ、「主な対象者」が映像番組出演者と直接交流することで、圏域でのライフデザインについて考えることができる交流企画を実施すること。

また、交流企画の実施に当たっては、参加者を対象としたアンケートを実施し、交流企画の成果や課題が適切に把握できる工夫を取り入れること。

なお、「映像番組形式での発信」においても、交流企画への集客につなげていくことを意識した工夫を取り入れること。

## エ その他

- (ア) 「映像番組形式での発信」における映像 1 本あたりの視聴目標数及び「映像番組出演者との交流企画の実施」における目標参加者数を定め、「主な対象者」に対し、それらを達成するための周知を実施すること。
- (イ) 交流企画へ参加する方を含む映像番組出演者については、全て受託者が具体的に提案し、発注者と協議の上、決定すること。
- (ウ) ロゴ等のデザインについては、委託事業の目的を踏まえ、受託事業者が制作すること。ただし、効果的と見込める場合は、発注者が令和 6 年度に実施した「さがす いばらき」と同様のものを活用することもできるものとする。
  - ※ 令和 6 年度に実施した「さがす いばらき」のロゴ等について、発注者が提供するデザイン素材については別紙「いばらき県央学生定住・UJ ターン促進事業 2025 ロゴ等デザイン素材一覧」を参照
- (エ) 「委託業務の目的」を踏まえ、本業務をより効果的に実施するための独自の工夫があれば、委託料上限額の範囲内で具体的に提案すること。

### (2) 事業報告書の作成

本委託業務として実施した全ての取組を事業報告書としてとりまとめて提出すること。報告書には、取組の内容のほか、事業を実施して新たな課題が見つかった場合、それを解決するための提案も盛り込むこと。

## 7 その他運営上の要件

### (1) 実施体制

業務責任者を置くとともに、契約締結後、業務主任技術者選任通知書を作成して提出し、業務全般の管理を一元化すること。

### (2) 事業計画書の作成

契約締結後、スケジュール等を盛り込んだ事業計画書を作成し提出すること。

## 8 成果物

### (1) 事業報告書

完成品を電子データ（PDF 形式）で納品すること。

### (2) 本委託業務において撮影した全ての写真・動画データ

U S B 等の外部記録媒体に格納し発注者へ提出すること。

### (3) 本委託業務において作成した全ての成果物及び成果物を構成する素材

U S B 等の外部記録媒体に Microsoft office (Word, Excel, PowerPoint) 形式や ai 形式 (非アウトライン化) など、発注者が今後、協議会事業に利用できるファイル形式により格納し、発注者へ提出すること。

## 9 留意事項

- (1) 本委託業務において作成した全ての成果物及び成果物を構成する文章・写真等全ての素材の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、全て発注者に帰属することとする。また、受託者はそれらの成果物及び成果物を構成する素材について、発注者及び発注者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないこととする。ただし、企画提案書に受託者が希望する著作権の取扱いに関する記載があり、かつ受注後書面で発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、納品する成果物及び成果物を構成する文書・写真等全ての素材について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の全ての責任は、受託者が負うものとする。
- (3) 受託者は、納品する成果物及び成果物を構成する文書・写真等全ての素材について、それらを発注者が次年度以降の協議会事業の中で使用する場合においても、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害することがないよう事前承諾を得るなどの手段により保証しておくこととし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の全ての責任は、受託者が負うものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務中に知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務完了後についても、同様とする。
- (5) 受託者は、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者の指示を受けることとする。
- (6) 受託者は、その成果物に、受託者に非がある瑕疵や誤謬等の不備が発見されたときは、速やかに成果物を訂正しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び不明な点は、発注者・受託者の協議の上、決定する。